

## 滑川町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

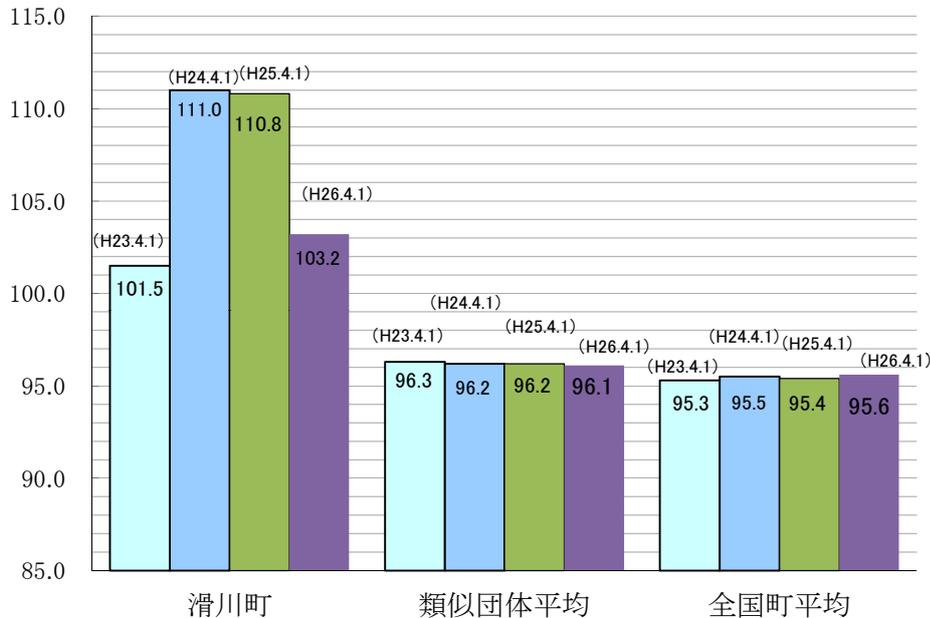
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 17,596	千円 5,526,081	千円 394,985	千円 947,256	% 17.1%	% 18.6

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
25年度	人 105	千円 370,783	千円 44,647	千円 136,781	千円 552,211	千円 5,259	千円 5,501	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

##### ①給料表の見直し

[ **実施** 未実施 ]

実施内容

(給料表の改定実施時期)	平成27年4月1日
(内容)	一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均△2.0%引き下げ。若年層については平均△1.5%。高齢層については平均△2.4%。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合)	国基準6%に対し、滑川町においても2%を支給。
(実施時期)	平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年度は2%。

	平成26年度の 支給割合	見直し後の支給割合 (H30.4.1)	平成27年度の 支給割合
滑川町の支給割合	0%	6%	2%

##### ③その他の見直し内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・5級の副課長を管理職とし、管理職手当について見直しを実施。(平成27年4月1日実施)</li> <li>・管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)</li> </ul>
---

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
滑川町	40.8 歳	319,600 円	357,019 円	339,287 円
埼玉県	43.6 歳	342,094 円	431,166 円	387,979 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.3 歳	313,860 円	360,066 円	339,480 円

#### ②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
滑川町	54.6 歳	2 人	301,800 円	303,400 円	301,800 円
埼玉県	54.3 歳	380 人	351,799 円	—	388,945 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円
類似団体	48.9 歳	11 人	287,474 円	309,179 円	298,822 円

#### ③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
滑川町	32.1 歳	254,400 円	271,246 円
埼玉県	42.8 歳	360,672 円	418,890 円
類似団体	40.7 歳	295,820 円	317,540 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		滑川町		埼玉県		国	
一般行政職	大学卒	178,800	円	178,800	円	172,200	円
	高校卒	144,500	円	144,500	円	140,100	円
技能労務職	高校卒	140,100	円	146,700	円	—	—
	中学卒	—	円	131,150	円	—	—
教育職	大学卒	178,800	円	199,700	円	—	—
	高校卒	—	円	—	円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成26年4月1日現在)

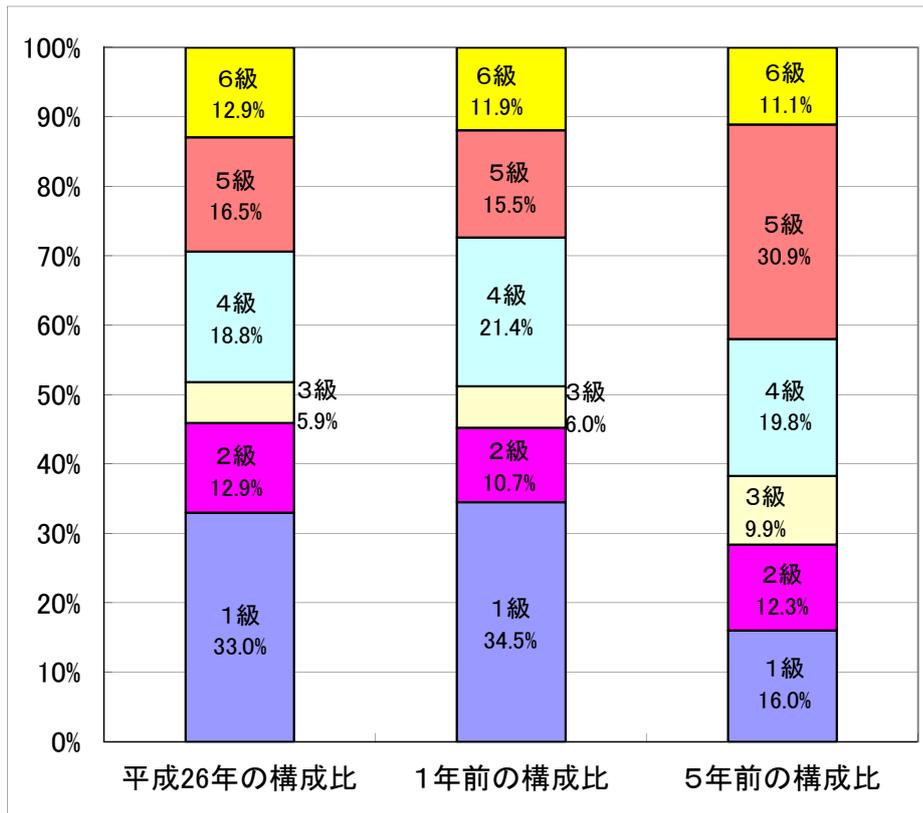
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	210,400 円	313,000 円	395,200 円	434,300 円
	高校卒	194,600 円	— 円	383,300 円	437,800 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	301,800 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	225,400 円	260,100 円	373,700 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事	28 人	33.0 %	137,600 円	280,900 円
2 級	主任	11 人	12.9 %	224,600 円	353,000 円
3 級	主査	5 人	5.9 %	263,500 円	390,100 円
4 級	副主幹・主幹	16 人	18.8 %	290,700 円	402,500 円
5 級	主席主幹・副課長	14 人	16.5 %	322,100 円	424,600 円
6 級	課長・参事	11 人	12.9 %	367,500 円	458,400 円

- (注) 1 滑川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

滑川町	埼玉県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,303 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,615 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

人事評価制度については現在検討中のため、平成24年度においては成績率に差を設けず一律支給を行った。

(2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

滑川町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給)			(割増率2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	千円	4,006 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度)	0 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	0 %	人	0 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)	103.2		

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正後のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	49 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	2,227 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	21.0 %		
手当の種類(手当数)	10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税等出張徴収手当	税務課、町民保険課	出張徴収業務	日額500円
滞納処分執行手当	税務課	滞納処分の執行業務	日額1,500円
防疫作業手当	産業振興課	防疫作業業務	1回当たり1,000円
死体処理手当	健康福祉課	行路死亡人の処理業務	1件当たり10,000円
特殊自動車運転手当		特殊自動車の運転業務	県内日額500円 県外日額1,500円
緊急道路補修手当	建設課	緊急の道路補修業務	日額500円
境界査定手当	建設課	境界査定業務	日額500円
用地交渉手当	建設課	用地交渉業務	日額500円
犬猫等死体処理手当	環境課	犬猫の死体処理業務	1件当たり500円
行路病人救護手当	健康福祉課	行路病人の救護業務	1件当たり500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	16,578 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	207 千円
支給実績 (24年度決算)	17,960 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	171 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族 ①22歳以下の子及び孫 ②60歳以上の父母 ③22歳以下の弟妹 ④心身に著しい障害がある者 配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族6,500円、配偶者がいない場合の第1順位11,000円、年度当初15歳から22歳までの子には5,000円加算	同じ		10,940 千円	195,357 円
住居手当	借家 ①月額23,000円以下のとき 家賃の月額から12,000円を控除した額 ②月額23,000円を超えるとき 家賃の月額から12,000円を控除した額の2分の1(控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額	同じ		5,177 千円	246,524 円
通勤手当	自動車等の使用距離 片道2キロ以上3キロメートル未満 2,000円 片道3キロメートル以上は1キロメートルを超えるごとに600円を加算した額	異なる	支給区分・支給額が異なる。	4,412 千円	40,477 円
管理職手当	課長級 給料月額10%を支給	同じ		5,085 千円	462,273 円
休日勤務手当	祝日法による休日または、年末年始の休日に勤務したとき 1時間当たり 135/100	同		627 千円	22,393 円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	710,000 円	( ) 円	(参考)類似団体における最高/最低額 854,000 円/ 399,000 円		
	副 町 長	590,000 円	( ) 円	700,000 円/ 409,200 円		
	議 長	308,000 円	( ) 円	420,000 円/ 230,000 円		
	副 議 長	233,000 円	( ) 円	360,000 円/ 180,000 円		
報 酬	議 員	216,000 円	( ) 円	345,000 円/ 157,000 円		
期 末 手 当	市区町村長 副 町 長	(25年度支給割合) 3.95		月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 3.95		月分		
退 職 手 当	市区町村長 副 町 長	(算定方式) 710,000円×在職月数×(35/100)×(115/100) 590,000円×在職月数×(21/100)×(115/100)		(1期の手当額) (支給時期) 13,717,200円 任期毎 6,839,280円 任期毎		
	備 考					

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

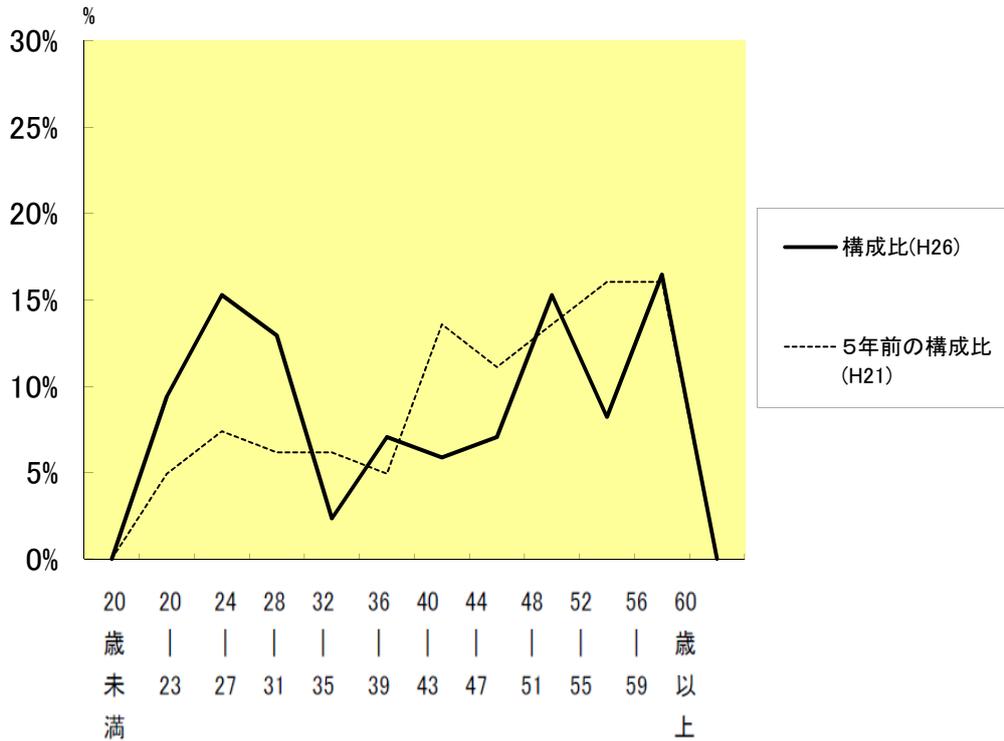
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議会	2	2		
	総務	23	25	2	公益的法人への職員派遣等
	税務	12	11	▲1	総務政策課への異動
	労働				
	農林水産	7	7		
	商工	1	1		
	土木	10	9	▲1	総合的な人員調整
	民生	10	10		
	衛生	10	12	2	健康づくり事業の充実
	計	75	77	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 43.76 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 70.03 人)
教育部門	31	30	▲1	普通退職による	
消防部門					
小 計	106	107	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 60.81 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 89.01 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	4	5	1	欠員補充
	下水道	4	4		
	その他	10	9	▲1	総合的な人員調整
	小 計	18	18		
合 計	124	125	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.04 人	
		[ 143 ]	[ 143 ]	[ ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	8	13	11	2	6	5	6	13	7	14	0	85

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分 部門		21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の 増減数(率)	
		職員数	73	72	75	75	75	77	4
一般行政	職員数	30	31	32	32	31	30	0	(0.0%)
教育	職員数	103	103	107	107	106	107	4	(3.9%)
普通会計計	職員数	18	18	18	18	18	18	0	(0.0%)
公営企業	職員数	121	121	125	125	124	125	4	(3.3%)
計	職員数								

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。



## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 316,980	千円 55,017	千円 27,277	% 8.6	% 9.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
25年度	人 4	18,955	816	7,506	27,277	千円 6,819	千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
滑川町	52.0 歳	439,500 円	412,388 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事業者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

滑川町(企業職)		滑川町(一般行政職・団体平均)	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,877 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,456 千円	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当(26年4月1日現在)

滑川町(企業職)			滑川町(一般行政職・団体平均)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)			その他の加算措置 (退職時特別昇給)		
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	千円	13,394 千円

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	0 %	人	0 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
給水停止手当	企業職職員	給水管停止業務	千円	1件当たり1,000円
夜間業務手当	企業職職員	夜間工事(漏水・通水)	千円	1件当たり1,500円
呼出し手当	企業職職員	休日、時間外に呼び出しを受けた場合	千円	1件当たり700円

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	225 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	75 千円
支給実績(24年度決算)	462 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	154 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(24年度決算)」と同一年度の4月1日現在の職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族 ①22歳以下の子及び孫 ②60歳以上の父母 ③22歳以下の弟妹 ④心身に著しい障害がある者 配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族6,500円、配偶者がいない場合の第1順位11,000円、年度当初15歳から22歳までの子には5,000円加算	同じ		840 千円	280,000 円
住居手当	借家 ①月額23,000円以下のとき 家賃の月額から12,000円を控除した額 ②月額23,000円を超えるとき 家賃の月額から12,000円を控除した額の2分の1(控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	自動車等の使用距離 片道2キロ以上3キロメートル未満 2,000円 片道3キロメートル以上は1キロメートルを越えるごとに600円を加算した額	同じ		86 千円	28,666 円
管理職手当	課長級 給料月額10%を支給	同じ		504 千円	504,000 円
休日勤務手当	祝日法による休日または、年末年始の休日に勤務したとき 1時間当たり 135/100	同じ		0 千円	0 円

## 9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する団体は、埼玉県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員と家族の病気、けが、出産、死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、傷害、死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付け等の「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

その他の福利厚生制度として、滑川町職員福利厚生委員会において職員の健康増進事業や冠婚葬祭事業等に取り組んでいます。平成26年度4月1日現在の会員数は、131名となっています。

(2) 福利厚生制度に係る町の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛け金と使用者である町の負担金によって賅われています。

また、福利厚生事業の一環として、滑川町福利厚生委員会へ補助金1,236,000円を支出しました。